

あいとぴあレインボープラン

粕江市障がい者計画

進捗管理

令和5年度報告書

目次

序章	はじめに	1
1	進捗管理	3
2	本報告書の構成	3
3	進捗評価の方法	3
4	進捗評価の流れ	5
第1章	進捗管理シート	7
第2章	委員会からの意見シート	19

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和3年3月にあいとぴあレインボープラン(狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)(以下「本計画」という。)を策定して、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念としました。この基本理念を踏まえた4つの施策の体系を設定して、障がい者福祉施策を推進しています。

本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第32条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行います。

なお、本計画のうち狛江市障がい者計画の把握や評価については本書で、狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の把握や評価については「狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画サービス見込量進捗状況」シートで行います。

2 本報告書の構成

(1)進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規に実施する事業等事業の進捗管理が必要と認められる事業について、当該年度に

実施したことを「Do(実行)」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3(2)で示す基準に従い「Check(評価)」の欄に、当該事業の課題及び改善点を「Act(事業を実施するに当たっての課題及び改善点)」の欄に記載します。

(2)委員会からの意見シート

(1)の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映します。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会障がい小委員会での議論、検討を行い、下記のとおりの評価基準とします。

(1)評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例】 施策1に係る4つの事業の令和5(2023)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和5年度の年次目標の達成状況
施策1	事業a	達成
	事業b	未達成
	事業c	未達成
	事業d	達成

この場合、事業aから事業dまでの令和5(2023)年度の達成率は2/4で50%となり、評価はBとします。

(3)担当課について

あいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画進捗管理 令和5年度報告書を含む、各計画捗管理報告書における各事業の「担当課」は以下のとおり表示します。

福…福祉政策課 **相**…福祉相談課 **高**…高齢障がい課 **子**…子ども政策課

第1章1の表中「担当課」欄に複数課が記載されている場合は、黒背景白字が「主担当」、白背景黒字が「主担当以外の関係部署」とします。複数課を記載する場合の順序は、狛江市組織規則(平成20年規則第3号)別表第1の順序とします。

4 進捗評価の流れ

令和5年度の狛江市障がい者計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会障がい小委員会において進捗評価を審議し、確定しました。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
障がい者計画期間満了	担当課による自己評価	障がい小委員会① 報告書(案)を審議		障がい小委員会② 報告書(案)を確定	庁議① 報告書(案)を審議	庁議② 報告書(案)を審議	報告書をHPに公開					

第1章 進捗管理シート

あいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画進捗管理 令和5年度報告書 評価総括表

施策の進捗状況	件数	該当する	
		頁	施策
当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた・・・A	2	16	2－(3)
		17	3－(2)
当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた・・・B	2	12～15	2－(1)
		18	4－(1)
当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた・・・C	1	11	1－(1)
当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた・・・D	0		
合 計	5		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり								
	(1) 地域における生活の拠点の構築								
	① 【拡充】地域生活支援拠点の整備								
	a		地域生活支援拠点の整備を行います。	高	218	—	<p>物価高騰等の影響により施設の規模を縮小することとしたため、1年間スケジュールを後ろ倒した。</p> <p>関係機関との連携やより円滑な整備に向け、地域生活支援拠点の機能について、自立支援協議会へ報告をした。</p> <p>市が支出する整備補助金の交付決定を行った。</p>	C	<p>短期入所の事業所が市内に不足しているため、緊急時対応用の受け入れ枠を確保する必要がある。</p> <p>また、地域生活支援拠点の整備を引き続き推進し、地域における支援体制の構築を目指す。</p>

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
			① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実					B	
	a		複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	福 相 高	220	—	<p>相談支援体制の強化を目的とする基幹相談支援センターについて、人員体制や設置場所等を明確にし、令和6年度中の開設に向けた準備を行った。</p> <p>ひとつの世帯の中に高齢者と障がい者がいる等、複合化した課題のある世帯の支援に関して、重層的支援体制整備事業における支援会議を3回実施した。会議の開催を通じ、地域包括支援センター、ケアマネジャー、コミュニティソーシャルワーカー等が世帯の課題を共有し、支援の必要性及び支援実施のための役割の確認を行った。</p>		<p>相談支援体制の整備にあたり、基幹相談支援センターと市内相談支援事業所等との役割の整理が必要である。</p> <p>重層的支援体制整備事業における支援会議等の開催については、業務の属人化を避けるため、役割分担等の明確化を行うなど、会議の継続性を担保できる体制づくりを整備する。</p>

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								B (再掲)	
	a	複雑化・複合化した課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。	福 相 高	220	—	福祉総合相談窓口において、福祉的な支援を要する障がい者や高齢者の介護、療育、虐待等に関する相談支援を行うとともに、高齢、障がい、生活困窮等の課題を複合的に抱える世帯に対し、庁内各相談窓口や支援事業所、保健所、医療機関、警察署等と協働し、必要な支援を継続して行った。		何らかの福祉的支援を要するが、障がい福祉の制度や介護保険等の対象とならない、いわゆる「制度の狭間」に該当する方への支援については、重層的支援体制整備事業にて支援を実施していく。	
	b	地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。	福	221	—	【あいとびあエリアでの効果的な支援について】多世代の集う場づくりとして、地域包括支援センター、高齢者支援事業所、障がい者支援事業所、近隣企業等と連携し、食を通じた居場所「こまぱく」や、こまほっとシルバー相談室多摩川住宅を活用した集いの場「たまたまの会」の立ち上げ・運営支援を行った。		地域へより効果的な支援を行うために、福祉関係者だけでなく、企業や店舗なども含めたネットワークの強化を行う。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(1) 地域における相談支援の充実									
① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実								B (再掲)	
	b		地域包括ケアシステムの全市的な展開のため、コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。	福	221	—	<p>【こまえ苑エリアでの効果的な支援について】 多世代多機能型交流拠点ふらっとなんぶにコミュニティソーシャルワーカーが常駐し、来所者から様々な相談を引き出した(生きづらさ、精神障がい、生活困窮、家族関係など)。また、拠点機能を活用し、様々なテーマの企画を実施した。デジタルイラスト講座には不登校や生きづらさを抱える10代も多数参加した。</p> <p>【こまえ正吉苑エリアでの効果的な支援について】 前年度に続き、市民活動団体や民生・児童委員との連携強化に取り組んだ。その結果、上記関係者の紹介による相談も寄せられている。また、精神障がい等で生きづらさを抱えている若年層のケースに対しては、本人の不安や揺らぎに寄り添う支援を徹底して行った。</p>	相談者が抱える課題について整理し、ふらっとなんぶの拠点機能を活かしながら、当事者会や共通の趣味を持つ人同士の繋がりをづくりを行う。	生きづらさを抱えた10代から20代の若者への支援(居場所、就労の準備等)の仕組みづくりを行う。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり								
	(1) 地域における相談支援の充実								
	① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実							B (再掲)	
	c		地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。	相 高	221	—	地域生活課題の解決のための施策の検討には至らなかったものの、障がい児福祉の分野における課題解決を検討する専門部会設立に向けた方針の決定や、相談支援機関がチームとしての支援力を向上させる目的で、相談支援事業所、障がい通所事業所等が共に事例検討研修会に参加する等、地域自立支援協議会を通じた課題解決のための体制整備に努めた。		令和6年度には既存の専門部会に加えて、障がい児福祉分野における専門部会を設置するほか、今後は専門部会同士による課題共有によって課題解決に向けた仕組みづくりを行う。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり									
(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施									
④ 【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築									
	a		医療的ケアを必要とする障がい児を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。(一部再掲)	相 高 子	223	—	医師、看護師、保健所職員及び市関係部署職員で構成する医療的ケア児支援部会(以下「部会」という。)を2回開催し、学校や保育所で受け入れている医療的ケア児の状況を把握した。 その他、医療的ケア児とその家族や支援者を対象に懇談会を開催し、医療的ケア児の現在の課題の共有や支援のネットワーク化に取り組んだ。	A	今後も部会等を通じて学校や保育所において通園・通学している医療的ケア児の対応状況等を把握していくとともに、さらなる受け入れ先の拡大を図る。 精神障がい者の地域移行については、会議体の設置に取り組む。

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当 課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	自立と社会参加を進めるシステムづくり									
	(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消									
	② 【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供							A		
	a		障がい者支援施設の地域交流を推進する等、障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。	福	225	—	<p>こまえ苑エリアに開設した多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」にて、障がい者支援事業所と連携し、「水引きアクセサリづくりワークショップ」や「ふらっとCafé」を実施した。障がい当事者と市民が交流できる機会を創出した。</p> <p>市内の団体と地域福祉推進事業補助金の活用について協議を行ったが補助金の申請にはつながらなかった。</p> <p>視覚障がい者のための読書環境整備に向けた取組みを推進するため、①マルチメディアDAISY講習会と②スキルアップ講習会、③点訳講習会を開催し、①は6名、②は17名、③は6名の参加者があった。</p>		<p>「ふらっとなんぶ」を居場所として活用している当事者とともに、引き続き交流の機会を提供し、さらなる交流の発展に取り組む。</p> <p>早い段階から市内の団体と地域福祉推進事業補助金の活用について調整を進め、必要な支援を行っていく。</p> <p>DAISY 図書の製作者の養成及び録音資料製作に係るスキルアップに向けた講習会を継続して実施し、読書環境整備に向けた取組を推進していく。</p>	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容)	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
4	安心で安全に暮らせるまちづくり								
	(1) 避難行動要支援者支援体制の充実								
	②【拡充】災害時に関する支援							B	
	a	避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。	福相	226	—	<p>狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの改定について検討を行い、狛江市避難行動要支援者避難支援連絡協議会(以下「協議会」という。)に検討状況を報告した。また、新たな福祉避難所の協定先を確保するため市内の福祉事業所と打合せを行った。</p> <p>引き続き在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画について、更新及び新規作成し、有事に備え、関係者の連絡先、災害用備蓄、停電時等の対応について情報整理、共有を行った。</p>		<p>狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの改定を行うとともに、新たな福祉避難所の協定先を増やす。</p> <p>在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画内容の更新や、新規対象者について、漏れなく作成していくため、リストによる一括管理を引き続き継続していく。</p>	

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	地域で暮らし続けられる基盤づくり		
	(1) 地域における生活の拠点の構築		
	①	【拡充】地域生活支援拠点の整備	<p>・11月の開設に向け、各種準備が進められていると思うが、次の段階として、拠点としての機能の進捗や課題のチェック等が求められる。引き続き、注視していきたいと思う。</p> <p>・短期入所の事業所が市内に不足しているため、緊急時対応用の受け入れ枠を確保する必要があるという課題意識に対して、具体的に受け入れ枠をどのように、どのくらい確保する見通しなのか示す必要がある。</p> <p>・地域生活支援拠点の整備に求められるのは、地域における支援体制の構築である。狛江市の支援体制において補強すべき点を具体的に示し、どのように補完していくのか示す必要がある。</p> <p>・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の受け入れ及び体験の場として機能することが地域生活支援拠点には必要と考える。進捗管理シートに記載されているように、地域生活支援拠点の機能が活かされるようなサービス提供体制の構築をお願いしたい。</p>

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
	(1) 地域における相談支援の充実		
	①	【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・中核となる支援機関の明確化はもちろんのこと、どんなに整備等を行っても、狭間は発生してしまうとの考えのもと、支援漏れのないう、慎重に取り組んで欲しいと思う。 ・3つのエリアで行っている事業の好事例や困難事例について、事業の実績報告のようなものとは別の形で知る機会が欲しい。 ・地域自立支援協議会では地域生活課題の抽出が進んでいるので、当小委員会において問題解決に繋がる施策の検討をしていく段階に入ったと考える。 ・相談支援体制の整備にあたり、基幹相談支援センターと市内相談支援事業所等との役割の整理が必要であるという課題意識に対して、これを担う整理に必要な情報共有を行う場などを具体的に示す必要があり、それが重層的支援体制整備事業における支援会議等の継続性を担保できる体制づくりにつながると思う。 ・「制度の狭間」に該当する方への支援体制を地域のネットワーク強化を含めて構築する必要がある。 ・基幹相談支援センターと相談支援事業所等のそれぞれの役割も含め、総合相談支援体制が市民に見える形で示されたい。

		<p>① 【拡充】切れ目のない相談支援・相談窓口の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児福祉の分野における専門部会には児童発達支援センターをはじめ、子育て支援・母子保健・社会的養護・教育・当事者を含めた関係機関が参加し、地域の支援体制整備につなげていただきたい。 ・既存の就学支援シートを有効活用するなど、福祉、教育、家庭の連携体制についても検討いただきたい。 ・取りこぼしのないよう、教育分野も加えて、各所で連携する仕組みを作っていただきたい。
--	--	---------------------------------	--

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり		
	(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施		
	④	【拡充】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児を巡る課題は関係機関の連携等もさることながら、受け入れ先の問題であったり、サービスが少ない、若しくはないことであったり、多岐に渡る。そんな方々の地域での暮らしを守るため、協働して課題に取り組んで欲しい。 ・市と契約している医療的ケア児コーディネーターの後継者の育成について、計画的に取り組む方策を明示する必要がある。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	自立と社会参加を進めるシステムづくり		
	(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消		
	②	【拡充】当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各拠点ができ、それぞれ事業やプログラムも充実してきたように思う。更なる充実のため、障がい当事者の呼び込み方法についても検討を続けていただきたい。 ・イベント開催も交流の場として重要ですが、一過性になることなく継続的な交流が行える場と方法を検討し実施する必要がある。 ・各講習会のうち、マルチメディア DAISY 講習会は、担い手の高齢化による音訳者不足に備えて、隔年でもいいので定期的に養成することが必要である。 ・点訳講習会は、図書館の子ども読書活動推進と、利用支援サービスとの兼ね合いで、絵本に点字シールを貼る体験をする会である。視覚障がい者や点字への理解を深めることにはつながるが、点訳ができるところまでには至っていない。点字による情報保障の担い手の養成も必要である。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
4	安心で安全に暮らせるまちづくり		
	(1) 避難行動要支援者支援体制の充実		
	②	【拡充】災害時に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の実情を把握する為、以前、障害者団体連絡協議会が主催していた「防災ネットワーク会議」のような、障がい当事者や障がい関係事業所等も参加できる会議体を、民間ではなく、行政主導で設けていただきたい。 ・新たな福祉避難所の協定先を増やすための助成策を検討する必要がある。 ・市内グループホーム運営者に「防災訓練に参加したいが情報が少ない」という声があると聞いた。事業所や当事者団体への参加を呼びかけてはいかがか。実際に参加してもらうことで見えてくる課題もあるのではないかと思う。また、様々な障がいの方が集まる機会とすることで、互いの理解を促すことにもつながるのではないか。 ・福祉避難所が機能できるよう、避難所に指定されていない事業所なども含めて人的協力ができる仕組みづくりが必要ではないか。 ・福祉避難所、福祉避難スペースについて知らない人が多いので、障がい当事者はもとより、市民への周知をお願いしたい。併せて、この何年かで新しく転入してきた市民も多くいると思われるので、災害ベスト、ヘルプカード、黄色いハンカチの周知や対象者への配布もお願いしたい。

刊行物番号 R6-24

あいとぴあレインボープラン
(狛江市障がい者計画)

進捗管理

令和5年度報告書

令和6年9月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111(代)

頒布価格 40円